

第2回 個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会
議事録

日時：令和6年9月5日（木）10：00～12：00

場所：霞が関ナレッジスクエア、ハイブリッド会議

出席者：

（1）構成員及び関係団体（敬称略、五十音順）

構成員：宍戸構成員、清水構成員、中川構成員、長田構成員、森構成員、山本構成員、
若目田構成員

関係団体：主婦連合会、新経済連盟、全国消費者団体連絡会、全国消費生活相談員協会、
日本IT団体連盟、日本経済団体連合会

（2）個人情報保護委員会

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、香月参事官、
吉屋参事官、片岡政策立案参事官、芦田企画官、他

○事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまより「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」第2回を開催させていただきます。

今回は、会場とオンライン開催を併せたハイブリッド開催としております。

開催に先立ちまして、事務局より資料の確認をさせていただきます。

本日は、資料1～4に加えて、参考資料が三つございますので、御確認をお願いいたします。

なお、第1回検討会における主な意見については、事務局宛てに送付いただいたものを含めて、参考資料1にまとめております。

また、第1回検討会において、各構成員、関係団体から御質問のあった事項については、事前に質問の対象者から御回答いただき、参考資料2にまとめております。

本日は、資料を投影しながら議事を進行いたします。傍聴の皆様におかれましては、会議URLと併せて資料を掲載しているホームページのURLもお送りしておりますので、そちらから御参照いただいても大丈夫でございます。

なお、会議中でございますけれども、オンライン参加の構成員及び関係団体の皆様におかれましては、会議システムの都合上、大変恐縮ではございますが、御発言時以外はマイクをオフにさせていただきますよう、お願い申し上げます。なお、カメラについては常時オンをお願いいたします。

御発言を希望される際には、現地出席の方々におかれましては挙手をお願いいたします。オンライン出席の方におかれましては、挙手ボタンではなく、事前にチャット欄に御発言を希望する旨を書き込んでいただくよう、お願いいたします。それらを拝見いたしまして、座長より発言者を指名する方式で進めさせていただきます。

また、御発言に当たりましては、お名前を冒頭に言及いただきますよう、お願いいたします。

そのほか、オンライン参加の方々におかれましては、何かございましたらチャット経由で随時事務局宛てに御連絡をいただければ、対応させていただきます。

それでは、以降の進行を清水座長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○清水座長 おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

最初に、私のほうから2点申し上げたいと思います。

1点目は、本日の議事の流れでございます。まず、議事2としまして「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」に対する意見募集の結果等について、事務局より説明を行い、その後、説明内容について質疑、それから意見交換を行いたいと思います。続いて、議事3として監視・監督活動及び漏えい等報告について事務局より説明を行い、同様に質疑、意見交換を行いたいと思います。監視・監督活動や漏えい等報告については、従来から年次報告等で公表しておりましたけれども、今回はさらに詳細な状況について資料を作成いたしました。今後もさらに情報の分析や発信を充実するとともに、関係機関とこれを共有し、役立てていく予定でございます。これらの議事の後に、時間が許す限り自由討議のお時間を取りたいと思います。

それから、2点目でございますが、今後、本格的な議論を進めていくに当たり、会議の進め方について座長から御提案させていただくものです。開催要綱案、先だって1回目でお示いたしましたけれども、本検討会では様々なステークホルダーの方々との間で制度改革の必要性を含めて議論し、具体的な方向性を得ることを目的に検討整理を行うとしております。前回、事務局からも、当検討会において多数決を行うような運営は想定していないとの説明がありました。その際に、宍戸座長代理からも御提案いただきましたように、検討会では議論を尽くしていくことが大事だと認識しております。経済団体からも、何が何でも反対ということではなく、こういった場合であったら心配ないのではないかといったケースについても対応してまいりたいとの御発言をいただき、大変感謝している次第でございます。

以上のような御議論を踏まえて、本検討会においては、どういう点で心配なのか、考えられる課題等をできるだけ挙げていただき、その際には可能な限り具体例ですとか根拠をお示しいただけると大変ありがたいと思いますが、それに対する対応案や考え方等についても御議論いただくなど、ぜひ建設的に議論を尽くし、その結果を集約していければと思っております。検討会に参加されている構成員、関係団体の皆様におかれましては、この検討会における議論が実り多いものになりますように、御協力いただければありがたいと存じます。もちろん進め方につきましても、また御意見、コメント等がございましたら、この場においても結構ですし、あるいは後日でも結構ですので、おっしゃっていただければと存じます。

現時点で何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、議事2に移らせていただきたいと思います。

今回、「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」に対する意見募集において、前回は御報告しましたように、約1,700者、各種団体・事業者72者、個人1,659者から多数の御意見をいただいております。個人情報保護法に対して寄せられたこれらの幅広い御意見について、皆様にも御報告させていただき、認識を共有しながら、建設的に議論を進めていければ幸いです。

まずは意見募集で寄せられた御意見に関する御報告として、資料1、資料2について、事務局より説明をお願いいたします。それに続き、この意見募集結果を踏まえて、情報通信技術の高度化がさらに進む中で、個人情報保護法の目的である個人情報の有用性を実現しつつ、実質的な個人の権利利益の保護を実現するために、規制のアップデートが求められる部分について、本検討会で特に個人情報保護委員会、関係府省やステークホルダーと継続的に議論する場合も含めて、どのように検討を進めていくか、資料3に基づいて事務局より説明をお願いいたします。

それでは、事務局、お願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

まず、「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」に関する意見募集の結果について御説明をさせていただきます。

こちらについては資料1と資料2でお出しさせていただいております。資料1が全体像的なものになっておりまして、非常に大部にわたる部分もございますので、本日の御説明は資料2に沿ってさせていただければと思います。

まず、1ページ目でございます。

意見募集結果の概要でございます。期間につきましては6月27日～7月29日まで行いまして、2にございますとおり意見提出者数といたしまして、各種団体・事業者72者、個人、匿名の方も含めまして1,659者の方から御意見を頂戴いたしました。

提出意見の数でございますけれども、本中間整理と関係ないと考えられるものが14件ございましたが、こちらを除きまして合計2,448件となっております。

特に意見の件数が多かったものについて、中間整理の項目に沿って並べるとこのような形になっておりまして、一番多かったのが本人同意を要しないデータ利活用等で1,560件、このうち生成AIに関するものが1,486件ございました。その他、数の多いものはこちらに書いてあるとおりでございますけれども、本検討会との関係で申し上げれば、課徴金に関するところが52件、個人の権利救済手段に関するところが48件といったことが全体の数字でございました。

2ページ以降、係る意見の簡単な御説明をしてまいりたいと思います。

まず2ページ目は中間整理の全体であるとか、「第1 はじめに」に書いてあるところ、中間整理の位置づけに関するところでございます。こういったところについて頂戴した

意見をまとめております。

例えば最初のポツ、様々な論点について議論を続けていく必要があることに賛同。3年ごとに見直しにとらわれず、時宜にかなったテーマで様々なステークホルダーが参画し、実態把握・影響分析を行い、社会的コンセンサスを形成するための丁寧な議論を踏まえた検討をしてほしい。

あるいは二つ目のポツですけれども、3年ごとに見直しを行うことに賛成。デジタル化の急激な進行等により権利利益が侵害されるリスクのある事案が急増しており、表出している課題に対応すべく迅速・適切に法改正を行うことが必要。こういった意見を頂戴しております。

このほか、このページで申し上げると五つ目～下から二つ目ぐらいのところにつきましては、検討の枠組みに関する御意見という形で認識をしております。例えばオープンな場を設けて議論をすべきであるとか、スタートアップや中小企業の意見についても十分にインプットを受けるべき、あるいは市民社会・消費者を代表するメンバーからのインプットもいただく必要がある、データ利活用を促進する官民連携の枠組みをつくることが期待されているというようなコメントをいただいているところでございます。

3ページ目に参りまして、最初の枠は第1の続きでございます。最初のところ、例えば国民の理解を促進するような情報提供が必要であるとか、下の二つは運用の実態を踏まえた検討が必要ということで、立法事実の明確化であるとか、具体的な匿名加工、仮名加工等の利用の状況といったものについての説明が必要である。こういった形の御意見を頂戴しているところでございます。

3ページ目下は生体データに関するところでございます。最初のポツでございますけれども、生体データの取得や取扱いの制限を強化する必要がある。実効性のある規律の在り方を検討することに賛成する。

あるいは二つ目のところ、生体データは極めてセンシティブな情報であり、本人の意思による取扱いへの関与の仕組みの構築が必要。こういった意見を頂戴しております。

多少飛ばして三つ目のところでは、事業者への過度な負担にならないような合理的な規律が望まれるというような話であるとか、犯罪予防や安全確保といった重要な目的との観点、こういったものについての例外についての配慮が必要。こういった御意見を頂戴しています。

下から一つ目、二つ目の意見については、生体データの取得については、取得の段階での合意が求められるといった内容の御意見となっております。

4ページ目に参ります。こちらも続けて生体データに関する御意見でございます。

一番上のものと上から四つ目、五つ目、六つ目の御意見については、生体データの定義に関する御意見でございます。定義を明確化する必要があるとか、本人を認証できるようにしたデータとして定義することが適切であるということ、あるいはその内容定義を明確にすべきという御意見をいただいているところでございます。

上から三つ目は、知らないうちに自身が街中で監視され行動を追跡され分析された結果を利用されるのは不安といった御意見を頂戴しているところでございます。

このページの下半分からは、先ほどもちょっと御紹介いたしましたけれども、防災や犯罪予防といった一定の目的の場合については、例外といったものを求めて、現実的な形の運用が可能となる規範であることを期待するというところでございます。

続きまして、5ページ目でございます。不適正利用や適正取得の規律の明確化に関するところでございます。

一つ目のポツですけれども、こういったものについて、個人の権利利益の保護により資するものとするとともに、事業者による予測可能性を高める観点から、適用される範囲等の具体化・類型化を図る必要があるとの中間整理の考え方に賛成。

二つ目でございますけれども、こういったことを行うに当たっては経済界と十分な対話を行うべき。

あるいは三つ目、こういった不適正利用事案については、例示を積極的に示した上で、適切な執行を行ってほしい。こういった御意見を頂戴しているところでございます。

このページの四つ目から七つ目については、中間整理の中でお示しをした代替困難な事業者による個人情報の取得といった場合についての話でございます。こちらについては懸念する意見もあれば賛同する意見もあって、両方頂戴する状況であると認識をしております。

5ページ目の一番下のポツから次のページにかけて、個人関連情報に関する御意見でございます。5ページ目の一番下につきましては、Cookieなどの情報についても、海外と足並みをそろえて個人データとして保護すべきという御意見でございます。

また、6ページ目に参ります。上から三つ分の御意見につきましては、こういったものを個人関連情報の内容として規律の対象とすることに対する反対、違和感、こういったものの御意見を頂戴しているところであると認識しております。

他方、四つ目、五つ目の御意見ですけれども、こういった情報についてもむしろ個人情報として扱って、しかるべき規律の対象とすべきだといった御意見として頂戴しているところでございます。

続きまして、7ページ目でございます。オプトアウトに関する御意見でございます。例えば二つ目のポツですけれども、オプトアウト届出事業者の義務を強化すること及び本人のオプトアウト権行使の実効性を高めるための措置を検討するとの考え方に賛成する。

あるいは三つ目、現行の規定ぶりは個人情報保護の規定を骨抜きにしている感が否めない。こういった御意見を頂戴しているところでございます。

また、このページ五つ目、六つ目、中ほどのところでございますけれども、より厳格にということでは申し上げれば、本人同意は原則必要とすべきではないか、むしろより厳格な認可制の導入も図るべきといった御意見を頂戴しています。

一方で、下三つ分の意見につきましては、事業者による負担を懸念しているところでご

ざいまして、一定の適用除外などを希望するといった御意見を頂戴する状況になってございます。

続きまして、8ページ目でございます。ここから3ページがこどもの個人情報等に関する規律の在り方についての御意見でございます。

二つ目ですけれども、こどもの個人情報をより慎重に扱うように求める方向性に同意。法定代理人の同意を取得すべきことを法律上の規定上明確化すること。各国との整合性に配慮いただいた検討を望むといった御意見。

三つ目、こどものデータに係る利用目的の制限が必要。人格形成期であるこどもをマーケティングの対象とするためや、不利益や差別をもたらすようなプロファイリング行為は禁止することが必要といった御意見をいただいております。

また、ページの中ほど、5番目、6番目ぐらいのところについては、こどもの個人情報の有用性に着目いたしまして、利活用に対する負担に配慮して、保護と利用のバランスに十分配慮した形で検討すべき。あるいは、こども家庭庁等の関係省庁も含むステークホルダーを交えた上で検討すべき、こういった形の御意見をいただいているところでございます。

その下、下から二つ目、三つ目につきましては、法定代理人の同意取得を法律に明確に規定すべきとか、こどもの個人情報保護を強化すべき、こういった活動を強化する方向の御意見を頂戴しているところでございます。

続きまして、9ページ目でございます。

最初の御意見を御覧いただきますと、個人情報にこどもの情報が含まれているか分からない場合があり得るといったことがありますので、実態の把握と影響分析をしっかりと行うべきという御意見を頂戴しております。

また、このページ三つ目から六つ目までのポツについては、法定代理人の関与に対する懸念でありまして、様々な場合によって法定代理人の関与が必ずしもこども本人の利益にならない場合があるということにも留意すべきということ。

また、六つ目を御覧いただきますと、最初のところで御紹介したこととも重なりますけれども、こどものデータとほかのデータが一体的に管理されている場合が多いということで、こどものデータのみを対象とする安全管理措置の強化に反対するといった御意見を頂戴しているところでございます。

続きまして、10ページ目でございます。こちらのページはこどもの年齢に関する御意見をまとめていると認識しております。こちらについても年齢について様々な御意見を頂戴しているところでございます。

10ページ目の下半分から、個人の権利救済手段の在り方でございます、こちらがいわゆる団体訴訟としてこの検討会でも扱おうとしているところかと思っております。

最初のポツですけれども、適格消費者団体を念頭においた差止請求や被害回復請求の制度導入に反対するという御意見。

あるいは、こういったものに反対する理由ということで、経済界が反対しているのは、これまでの個人情報による執行等に対する強い不信感に起因しているということ。

三つ目のところ、濫用的に請求がなされるおそれがあるといった御意見や、一番下ですけれども、法に違反する不当な行為の外形的判断が困難である、関係ない事象で疑いをかけられて申し入れ等が発生すると事業活動に支障が生じる、ということで、このページの下意見は反対の意見としてまとめております。

続きまして、11ページ目でございます。こちらのページはおおむね賛成の御意見がまとまっている形になっておりますけれども、例えば二つ目のところ、適格消費者団体による差止請求制度や被害回復制度の枠組みに賛成するという御意見をいただいております。

その下、複数御意見をいただいているところでまとめると、端緒情報の取得であるとか個人情報との連携といった話、あるいは団体の専門性を確保するための措置、資金的援助、こういったところの対応が必要であるということをお意見として頂戴しているところでございます。

また、下から三つ目の御意見ですけれども、こういったものを導入することで、事業者の法令遵守意識が向上して、個人全体の利益保護に寄与することが期待されるという御意見を頂戴しているところになっております。

続きまして、12ページ目でございます。ここからは課徴金制度に関するところでございます。例えば最初のポツでございますけれども、データ利活用のさらなる萎縮効果をもたらすため課徴金制度の導入に強く反対。

あるいは、二つ目のポツですけれども、一部の悪質な事案のために全ての事業者を課徴金制度の対象とすることは、事業者にとって大幅なコスト増加と甚大な萎縮効果を惹起するという御意見を頂戴しているところでございます。

真ん中辺の五つ目でございますけれども、安全管理措置を課すとした場合でございますが、過度な安全管理措置を求めることになりかねない。こういった不備に対する課徴金の適用は控えてほしい。

あるいは、その下ですけれども、不当に得た利益の掃き出しという目的に合致するものがあるのか。具体的にどのような事例を指しているか分からず、予見可能性がないといった御意見を頂戴しているところでございます。

また、12ページ目の一番下のポツ、そして次のページの最初のポツについては、仮に課徴金制度を導入するとした場合について、明確で透明性のある要件が必要だとか、予測可能となるよう、その範囲を明確にすべきといった御意見を頂戴しているところでございます。

13ページ目でございますけれども、三つ目までは課徴金制度の導入について賛成する御意見として頂戴しているところかと思っております。三つ例えば、課徴金制度を導入すべき、悪質性の高い違反行為に対して、現行の行政指導、勧告、命令等の措置のみでは十分な抑止効果を期待し得ない、個人情報保護法制における課徴金制度の導入の必要性は極めて高

い、国際的な法制度の動向を踏まえつつ我が国においても早急に課徴金制度を導入することが必要、といった御意見を頂戴しております。

また、一つ飛ばして真ん中辺になりますけれども、違法行為のやり得を許さない課徴金制度導入はむしろ積極的に進めるべき。

その下ですが、他国と比べると非常に寛大な措置を取っていると言えるのではないかと。

あるいは、下から二つ目、事業者として最低限の慎重さを持って振る舞うべきことは、事業者に当然求められる常識的な節度ある行動の期待であって、萎縮が生じるものではない。

あるいは、一番下、そもそもきちんと対応している企業は課徴金制度があっても何の問題もないと考える。こういった御意見を頂戴しているところでございます。

14ページ目に参ります。こちらの頭ののところになりますけれども、悪質事案発生を防ぐための抑止力としての金銭的制度の導入が必須であるといった御意見もでございます。

このページの三つ目から、下から二つ目までの五つぐらいの御意見については、海外との関係でいただいている御意見でございます。

例えば真ん中辺のところ、「グローバルに」と書いてあるポツでございますけれども、特に海外プラットフォームなどの事業者が、日本法への対応、ひいては消費者保護の対応を軽視するような傾向が感じられるため、これを是正する上でも重要である。グローバルでのプライバシー法制のイコルフットィングの観点からも、課徴金を持つことで国際交渉も進めやすくなる。

あるいは、その下のポツでございますけれども、世界標準から取り残されて、情報流通の国際化において不利な立場に置かれる可能性がある、といった御意見を頂戴しているところでございます。

続きまして、15ページ目でございます。勧告・命令の在り方でございます。第三者に対する行政処分といったようなものが中間整理に書いてあったわけでございますけれども、こちらについては、最初の二つのポツにあります。必要性であるとか予見可能性の担保といった観点からは慎重な議論が必要であるといったことを頂戴しているところでございます。

また、15ページ目の下半分のところ、刑事罰の在り方については、罰則によって対応すべきものがあるか否かについて、慎重な議論を求めるといった御意見もありますし、三つ目のところ、現行規定で不十分な点を洗い出し、処罰範囲を広げるといった御意見も頂戴しているところでございます。

16ページ目でございます。漏えい等報告に関する御意見になります。例えば最初の御意見でございますけれども、個人の権利利益侵害が発生するリスク等に応じて、漏えい等報告や本人通知の範囲・内容の合理化を検討することに賛成といった御意見を頂戴しております。

他方で四つ目の御意見を御覧いただきますと、漏えい等報告については、事業者都合か

ら軽々に規律を緩めるべきではない。また、違法な第三者提供の場合の報告に係る規律を導入すべきといった御意見も頂戴しております。

17ページ目に参りますけれども、事業者の御負担に関する御意見をまとめております。サイバー攻撃を受けたケースについて、個人情報委としてどのような必要な措置を講じることができるのか。そういったことを明らかにすべきではないかという御意見や、僅かでもおそれがある事態を全て報告することは事業者に過度の負担となるではないか、といった御意見を頂戴しております。

下半分を御覧いただきますと、例えば下から四つ目のところ、漏えいのおそれの件数が多くても個人の権利利益への影響が軽微にとどまる場合もあるため、合理的な運用となるよう検討することが必要であるとか、あるいは、漏えい等報告の例外としてもらいたい、といった御意見もいただいているところでございます。

18ページ目に参ります。漏えい等報告の続きでございますけれども、漏えいしていても本人通知や報告をしない悪質な事業者がいると推測されますけれども、こういったものを把握するための通報窓口や公益通報制度の活用等を検討することを求めるといった御意見もいただいています。

また、18ページ目の下、違法な第三者提供に関するところですがけれども、こちらについても、賛成する方向、あるいは、外縁が不明瞭なので客観的判断が難しいのではないかと、という両方向の御意見をいただいているものと認識しております。

19ページ目でございます。ここからが本人同意を要しないデータ利活用等の在り方でございます。

最初から三つ目の御意見は個人からいただいているところでありまして、生成AIに関するものです。例えば最初のポツですけれども、現状画像生成AIによる誤情報の拡散や特定の個人に対する名誉毀損等の問題が懸念される。

二つ目ですけれども、今の状況で自分の個人情報や肖像を勝手に生成AIに使われることは不安でならない。

三つ目は、画像や文章、音楽などを生成する生成AIについて言及を加える場合は、解析用と同じ扱いにするべきではなく、むしろ厳格な規制を行うべきといった御意見を頂戴しているところでございます。

また、四つ目ですけれども、生成AIについては、例外規定を設けずとも現行法の範囲内で対応できる部分について、ガイドライン等での明確化をお願いしたいという御意見もいただいております。

他方、下から二つ目を御覧いただきまして、こういったことについて違和感があるという御意見もいただいているところでございまして、安易に現行の例外規定の枠を広げるべきではないといった御意見もいただいております。

20ページ目でございます。データ利活用に関するものと医療に関するところでございます。最初のポツを御覧いただきますと、欧州のEHDS、検討会でも紹介があったと思

いますけれども、こういったものを参考に、特別法を一刻も早く制定すべきという御意見であるとか、三つ目のポツについては、こういった健康医療情報については、出口のところの規制というものにおいて、利用目的等を含めて適切な利活用かどうかをチェックするという在り方という意味で、実効的な活用方法について検討すべきだといった御意見をいただいております。

21ページ目がその他のデータ利活用に関する御意見でございまして、二つ目を御覧いただきますと、後半のところ、公益性が高い利活用、契約の履行に伴う個人情報の提供や、犯罪・不正利用防止目的などの利活用が認められるような制度にすべき。

あるいは、上から四つ目、EUのGDPRの規律があるかと思っておりますけれども、正当な利益によるデータ処理を認めるべき。

あるいは、次のポツですが、ウェブ上に記載され誰でもアクセス可能な個人情報は本人同意なく利活用できるようにしてほしいという御意見もいただいているところでございます。

他方で、下から三つ目を御覧いただきますと、本人同意を要しないデータ利活用については、公共性が高い分野に限定して登録制としてはどうかといった御意見をいただいているところでございます。

22ページ目に参ります。PIAや個人データの取扱いに関する責任者に関する御意見でございまして、こちらについては最初のポツにあるように、自主的な取組として促進することが重要という御意見もいただいておりますし、他方で、二つ目、四つ目にあるように、義務化をすることを求める御意見も頂戴しております。

「2-4 その他」のところからでございますけれども、このページの下のところと次のページの二つ目がプロファイリングに関する御意見でございまして、引き続き慎重かつ丁寧な議論をしてほしいとか、規制は必要であり早急に検討すべきといった御意見をいただいております。

23ページ目に参りまして、二つ目～四つ目のポツは、個人情報等に関する概念の整理を行ってほしいといった御意見でございます。

また、23ページ目の下四つのポツの御意見については、いわゆるプライバシー強化技術について、官民が協力して、利用促進に向けた前向きな議論・検討を進めていただきたいといった御意見を頂戴しております。

24ページの二つ目は賛成の御意見でございます。

また、24ページ目の二つ目のところで見ますと、金融機関のデータ利活用の一環として、データポータビリティについても、ニーズの有無を含めて今後議論・検討いただきたい。

また、次の御意見として、医薬品の研究開発等の利用目的におけるゲノムデータの利活用に関する規律の柔軟化を強く求めるといった御意見を頂戴しているところでございます。

その他というところで、24～26ページ目の3ページは、中間整理以外に関する御意見

でございます。例えば24ページ目の一番上のところでございますけれども、クラウドに関する御意見や、25ページ目、26ページ目はグローバルCBPRの活用など、国際的な連携に関する御意見を頂戴しています。

駆け足ではございますけれども、以上がパブリックコメントの結果についてまとめた資料の御説明になります。

続きまして、資料3に基づきまして、今後の検討の進め方について御説明をさせていただきたいと思っております。

上の青い枠に書いてあるとおり、今回の意見募集については、団体・個人を問わず幅広い方々から多様な御意見をいただいたところでございます。

こちらを踏まえまして、二つ目のポツでございますけれども、個人情報保護法の目的であるところの個人情報の有用性を実現しつつ、実質的な個人の権利利益の保護を実現するという観点から、情報通信技術の高度化が進む中、大量の個人情報を含むビッグデータを利活用するビジネス・サービス、プロファイリングの利用も広がって、プライバシーを含む個人の権利利益が侵害されるリスクも高まっているところがありますので、こういった状況の変化を踏まえた規制、規律のアップデートが必要であるというのが現状であると認識しております。

こちらを踏まえまして、多様な論点を頂戴しておりますので、こういった形で議論、検討していくのかをお示しできればということでございます。

まず、左側、緑色の枠で囲っているところでございます。課徴金、団体による差止請求制度や被害回復制度につきましては、まさに今日行っているこの検討会にて議論、検討を深化していければと考えているところでございます。

その他の主要個別論点でございますけれども、先ほど御紹介しましたとおり、課徴金、団体による差止請求制度、被害回復制度以外の多様な論点について、様々なベクトルの御意見を頂戴した状況であると認識しております。こちらにつきましては、意見募集の結果も踏まえまして、企業や団体、関係省庁や地方公共団体含めて、多様なステークホルダーとしっかりと対話をしつつ、まずは個人情報保護委員会において透明性が高い形で議論していきたいと考えております。

また、今回の意見募集でも示されているかと思っておりますけれども、より包括的なテーマとか個人情報保護政策全般に関するところもイシューとしてあり得るかと考えております。こちらについては、中間整理にもお示しをしているところではございますけれども、透明性のある形で関係の深いステークホルダーと継続的に議論する場を新たに設けることについて、具体的に検討に着手してまいりたいと考えております。

下に参りますけれども、今回の中間整理で扱ったもの、例えばこどもの論点であるとか、関係する省庁が出てくるところがあるかと思っております。こういったところについては、関係府省との連携の強化を図ってまいりたいと考えております。枠の中に書いておりますけれども、グローバルな動向や最新の技術動向を踏まえた「デジタル戦略」「データ戦略」

「サイバーセキュリティの強化」に向けた関係省庁における検討状況を十分に踏まえて、当委員会としても適切に必要なとされる検討を継続的に推進していきたいと考えています。また、防災DXや教育DX・こどものデータの取扱い、医療データ、様々な政策分野でデータの取扱いが課題となってまいりますので、こういったところで関係する府省庁がそれぞれございますので、継続的に連携していきたいと思っております。

最後、右側のグレーの枠組みになりますけれども、国際連携の強化でございます。最後、端折った形での御紹介になってしまいましたが、中間整理に対する御意見でも国際連携に関するものを頂戴したところでございます。枠の中になりますけれども、EUとの間では2019年1月に相互認証の枠組みを発効しております、昨年4月に最初のレビューが終了した状況になっております。現在、令和3年改正法の全面施行を踏まえて、今まで民間部門が対象であったものに加えて、学術研究分野・公的部門についても対象とした形で、相互認証の枠組みの発行について協議を継続しているところでございます。

また、新たに発足いたしましたグローバルCBPRの枠組みも推進してまいりたいと考えているところでございまして、こういった形で今後の検討を進められればというのが今の状況であると考えているところでございます。

次のページはスケジュールのイメージでございますけれども、今、御紹介したとおり、まず委員会において、昨日、このパブコメの結果を御報告させていただいたところでございますけれども、前のページの黄色い枠で御紹介したとおり、個別の論点の検討状況については、この委員会において報告・検討していく予定でございます。

また、当検討会につきましては、本日、第2回を開催しているわけでございますけれども、日程については現状、調整中ではございますけれども、少なくとも10月後半ぐらいまでの間に5回ぐらい、会合をさせていただいて、検討を踏まえて、年内に報告書の取りまとめができればというのが今の状況だと思っております。

また、下半分のところ、関係府省・ステークホルダーとの継続的な議論につきましては、随時実施していくところかと思っておりますので、それぞれ進めていくということ。

また、今回のパブコメでもデータ利活用に関する御意見を頂戴したところでございますけれども、こういった実態やニーズを把握することについては随時実施をするということで進めてまいりたいと考えているところでございます。

駆け足ではございますけれども、事務局からの説明は以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、これから約30分間、質疑あるいは意見交換のお時間とさせていただきたいのですが、二つに分けて質疑を行いたいと思っております。

まずは今、資料3まで説明があったのですが、資料1と2、いわゆるパブコメの結果について御質問、御意見がある方はおっしゃっていただけますでしょうか。

○新経済連盟 新経済連盟の片岡です。御説明ありがとうございます。

かなりたくさんのお意見が来たようで、整理、大変お疲れさまでした。

幾つか意見と質問をしたいと思います。

まず意見としては、今、概要を御説明いただいたときに抜かされがちであったかなと思うのが、どの論点についても、そもそも何をどういうことから保護するのか、そこをきちんと議論してくださいというような意見がそれぞれの論点で少しずつあったと思います。そこをしっかりとみんなで共通認識を持った上で、では、対処としてどういうものが必要なかを議論していくことが重要なのではないかなと思いました。

それから、質問なのですけれども、特にAI関連についてはかなり多くの意見が来たと認識しておりますが、どこの段階でどう使われること、あるいはどうアウトプットされることに対して不安を持っているのかをしっかりと分析していくことがこれから重要だと思っております、その辺りについて、まだそんなに時間がたっていないので細かい分析はできていないかもしれないのですけれども、特に生成AIとの関係において、何を一番不安に思っているのか、もし既に感触としてお持ちであったら教えていただきたいと思います。

以上です。

○清水座長 今、御意見と御質問をいただいたと思いますが、御意見は御意見として承ることとしまして、質問に対する答えは、事務局いかがですか。

○事務局 意見募集の結果ということで御回答させていただきます。

現状、定量的な分析という意味では、必ずしも出来ていないところがあるかと思っておりますけれども、提出された御意見を見ている感じで申し上げますと、現状、自分の持っている情報が生成AIの学習で使われてしまうこと、それがアウトプットで出てしまうこと。自分のデータが使われてしまうところ、インプット、アウトプットそれぞれあると思うのですけれども、そこに対する不安が漠然としたものを含めて感じていらっしゃる方が多くあり、それを勝手に使われてしまうことについての不安、そういった御意見があったと、パブリックコメントで提出された御意見からは認識しているところでございます。

○新経済連盟 ありがとうございます。

そこを今後、より細かくしていくことが重要かなと思います。

○清水座長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

それでは、若目田構成員、お願いします。

○若目田構成員 大量なパブコメがある中、短期間での整理ありがとうございます。非常に多くの意見があったということは議論の参考になりますし、今後我々もしっかり分析していきたいと思います。

意見ですが、新経済連盟の前半の意見と同じく、この法律がそもそも我々産業界として活用する際に何を保護すべきか、もしくは生活者の何が保護されるべきなのかという基本的なところの合意が重要で、それがなされていないことが課題の根本にあるのではないかと思います。

第1回の検討会でも、私からの意見として同様な点、この法律がそもそも何を保護すべ

きであるかという共通の理解が必要ではないかと申し上げた次第です。中間整理の中ではその他のページに記載がありましたが、個人情報等に関する概念の整理という根幹の論点です。今回、事務局の資料「今後の進め方」において、「より包括的なテーマ」に関する記載がありましたけれども、その基礎的な論点の議論から固め、関係者の共通の理解に基づき各論の議論に移るべきではないかと考えます。並行してやっていただくということが今日の資料の中で示されたと思いますが、個別論点をひとつひとつ議論を深めるための前後関係を気にしております。基礎的な部分があつておのずと判断基準が明確になる、もしくはその議論が建設的になるということもあろうかと思っております。基礎的な議論と個別論点の関係、もしくは包括的な議論のスケジュール感等の進め方に関してどのようにお考えか事務局にお話を伺えればと思っております。

○清水座長 ありがとうございます。

今、資料3のほうに言及されていたので、もう資料3に入ったということになるかと思っておりますけれども、その辺りの進め方について、事務局からコメントはございますでしょうか。

○小川審議官 事務局の審議官の小川でございます。

御指摘ありがとうございます。

資料3の話かと思われましても、資料3の四角の中を御覧になっていただきますと、まず共通認識といたしましては、個人情報保護法の第1条の目的が書いてございまして、まさに二つ目のポツにございますように、「個人情報の有用性を実現しつつ、実質的な個人の権利利益の保護を実現」していくということを目的としているということについて共通認識があると思っております。

更に、情報通信技術の高度化が進む中で、ビッグデータを利活用する様々なビジネスやサービスやプロファイリングの利用も広がっておりまして、プライバシーを含む個人の権利利益が侵害されるリスクも高まっているということで、このような状況の変化を踏まえた規制のアップデートが必要だと認識しております。

進め方といたしましては、スケジュールのほうにもございますけれども、関係性の深いステークホルダーとの透明性・継続性のある議論の場の開催に向けては、検討を早期に開始した上で、色々と関係する皆様の御意見もいただきながら、こういった形が一番いいかを検討していきたいと思っております。

また、先ほど新経連様のほうからも御意見いただきましたけれども、まさに何が問題になっているのかということはそれぞれ明確化した上で議論を進めていくことが必要かと思っております。

以上でございます。

○清水座長 どうでしょうか。

○若目田構成員 進め方全体に関して、そういった配慮をいただいたことは大変望ましいと思うのですが、若干気にしているのは、包括的もしくは基礎的な議論そのものが、

個別論点に与える影響があるのでは、もしくは判断に対して重要な要素となるのではないかと思いましたので、その関係性や前後関係をより配慮して進めていただきたいということ要望して私の意見とさせていただきます。

○清水座長 ありがとうございます。

お願いします。

○佐脇事務局長 事務局長でございます。

若干補足いたしますけれども、こういった包括的な議論を行う場について、かっちりとした形を整えるという意味では、フォーマットも含めていろいろな調整が必要でございますので、やや時間がかかる場合がございますが、実質的にそういった議論をいろいろな形で進めるということは、私どもはもとよりこの検討会の場、あるいはそれと並行して行うことについては、当然のことだと思っております。

また、主要の個別論点を、委員会を中心に、あるいはその前後にステークホルダーの方々と意見交換しながら練り上げていくプロセスがこの後続くと思っておりますが、その都度、個別論点を議論する際にも、当然ながらこういった基本的考え方に依拠しながらその必要性・妥当性を議論するののかという視点は不可欠でございますので、そういった議論の状況も必要に応じこの場にもフィードバックしながら、並行して進められればと考えております。何せいろいろなレベルの論点、そして、検討に要する時間軸という面でも様々なご意見をいただいておりますので、そこをうまく皆さんに納得いただけるような議論の仕組みを模索しながら進めたいと事務局としては思っております。

○清水座長 ありがとうございます。

よろしいですか。

○若目田構成員 ありがとうございます。

○清水座長 オンラインで御質問いただいております森構成員、よろしく願いいたします。

○森構成員 ありがとうございます。

質問というよりも意見を述べさせていただきますと思います。

大量のコメントがありまして、それを分かりやすく整理していただいて、ありがとうございました。

私、全体として非常に強く感じたのが、前回は皆様の意見表明もありましたし、それ以前にも様々な経済団体の連名の御意見とかがありまして、全体として中間整理で委員会が提案されているような新しい規制について、保護サイドと経済団体サイドで真っ二つに意見が分かれていて、なかなか歩み寄りが難しいのではないかと感じていたわけですが、今回の意見募集結果を見ますと、必ずしもそんなことはないなど。大ざっぱな、ざくっとした感想を申し上げれば、私はそういうふうを受け止めました。

どういうことかといいますと、新たな提案についても、事業者サイドでも賛成をしていただいているところがかなり見られる。特に生体データ、3ページ、4ページを見るとそ

うだと思いましたが、それはこどもの権利についてもそうですし、「不適正な利用の禁止」「適正な取得」の規律の明確化においてもそうであったといえると思います。

他方で、保護サイドについても、導入することには賛成だけれども、やるのであればこういうふうにはやってもらわないとうまくいかないという意見、特に団体訴訟のところで見られましたけれども、そういう御意見もありまして、結局のところ、提案自体についてももちろんそもそもそのまま導入するのは反対だ、新しい規制提案について反対だという御意見もありましたが、そうではなくて、それ自体には反対しないという事業者側の御意見もありましたし、また、新しい規制の導入には賛成だけれども、やり方としてはこういうふうにはやってくれという保護サイドからの意見もあったかと思えます。

したがって、かなりの論点において各論を詰めればできるのではないか。例えば生体データについて申し上げますと、3ページ、4ページの辺りですけれども、3ページの一番上のポツ、ACCJさん、Appleさんのところ、それから2番目、主婦連合会と日本マイクロソフト、4番目、ACCJ、日本IT団体連盟、追加的な保護に賛成だ、新しい規制の導入に賛成だということなのですけれども、ただし定義を明確化すべきであるとか、ただし例外をしっかりと考えていくべきであるとか、そういう形になっていたのではないかと思いますし、同じことは5ページの「不適正な利用の禁止」「適正な取得」の類型化についても言えまして、そのレベルでは、つまり類型化というレベルでは、特に最初のポツを見ていただきますと、かなり賛成が得られているのだなと思えました。

余談ながら、この論点については、私は「不適正な利用の禁止」「適正な取得」を類型化するというか、類型化には賛成なのですけれども、個人関連情報について、この二つの規律を拡大するという考え方には、もちろんその二つは適用していただいていると思うのですが、そもそも個人情報にすべきであるという一番下の御意見に賛成なわけですが、個人的にはそうなのですけれども、ただ、類型化のほうについては、経済団体からも多くの賛成が得られている。あとはやり方の問題であるということではないかと思います。

こどもの権利のほうについても同じです。8ページを見ますと、多くの経済団体側からも賛成があり、しかしながら条件があるよということで、例えば親との間の利益相反の場合があるとか、家庭内の問題があるとか、こどもの情報が含まれているかどうか分からない場合があるけれどもそれはどうするのだとか、そういう各論における御指摘はあったけれども、全体としては反対はしない。そういったところをしっかりと詰めていかなければいけないという御指摘があったので、全体としては、私が申し上げたような形が観察できるのではないかと思います。以上です。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見はいかがでしょうか。

今、資料3までもう入っておりますので、そこまでのところで、今後の進め方も含めて御意見、御質問はいかがでしょうか。

では、中川構成員、お願いします。

○中川構成員 中川です。

今、森構成員がおっしゃったことと同じ印象を私も持っておりまして、課徴金の話をしますと、経済団体からの御意見は、どの情報について課徴金がかかるのかということが曖昧なために、何でもかんでもかかるのは困るよというもののように見えます。例えばサイバー攻撃を受けても、それも課徴金なのか。私はそんなことはないと思うのですけれども、そのような形で反対されていると思いますので、課徴金を導入するかどうかという話は、先ほど森構成員が各論とおっしゃいましたけれども、具体的にこの条文、この条文、この条文について、課徴金の導入、可か否かという形で議論をしていく。各条文については、今までどのような事例があったのか。まだ措置命令の対象とはしていないけれども、しかし、潜在的なこれだけ繰り返しの可能性がある、違反が生じる見込みがある、したがって必要なのだということを見ていく必要があると思います。

もう一つは、各条文について、今までは勧告、措置命令だけだったので、実体ルールの解釈が非常にふわっとすることがあるのです。何が実体ルールかをはっきりしなくても、勧告の前の指導を内々でしていればそれで済むものが多いのです。

それに対して課徴金というのはさすがにはっきりとした制裁ですので、実体ルールをはっきりしろということになる。措置命令だけから課徴金を導入するということになると、実体ルールを明確にしなければいけないという話になる。そうすると、各条文について、これで実体ルールが明確なのかというところの議論になり、そのうえで、課徴金については例外をどういうふうにするか、例外についてどうするか、それから額の計算方法、減額あるいは加算をどのようにするかが条文ごとに違ってくると思うのです。それをした上で反対なのか、賛成なのかという議論をしなければいけないので、今後の進め方としては、次回以降そういうふうなことにしないと意味がないと思います。

その過程で出てくる可能性があるのが、実体ルールが実は趣旨がはっきりしていないのではないかということです。先ほど若目田構成員がおっしゃったような、そもそも何のためにこのルールがあるのかというところが出てきたら、もう一個のこれから設定するかもしれない検討グループに送る。したがって、差し当たり今回の課徴金の対象からは外しておいて、別グループで実体ルールとしての充実を図ってもらうということもあるかと思えます。ただ、恐らくそのような実体ルールは出てこないとも思っています。今、日本の個人情報保護法で書いてある行為規範は、大体どの国でも書いてあるものなので、日本の解釈が不明確だということはあるかもしれないけれども、それは明確化する方法を考えればいい。ガイドラインをつくるであるとか、私がよく言う共同規制という形で、自主規制を絡めてやるという方法もある。明確化する方法はあるのです。なので、実体ルールの明確化、つまり課徴金を導入するのであればこれぐらい実体ルールが明確でなければいけないということを経済界から言っていただくということで、課徴金はやっとな議論ができるのではないかと思います。以上、今後の進め方についての意見です。

よろしくお願ひいたします。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、小木曾様、お願ひいたします。

○新経済連盟 小木曾でございます。

最初に雑談ですが、まず、個人情報保護法の分野を15年ぐらい見ていますが、いつも出てくる人が変わらないのです。これまでの議論を聞いていてそれ自体が危機だなという思いを持っています。

もう一つ、くだらないのだけれども僕は重要だと思うのですが、こういう紙資料を用意するのはやめませんか。負担だし大変だと思うのです。確かに僕はこれがあると一覧性があるのを見るのに助かるのだけれども、ファイルを買って綴じるのも大変だと思うので、公務員に人が集まらないという危機的な状況を考えると、そういうところから直したほうが良いと思いました。

内容について二つ言わせてください。

一つは、さっき各委員の方々から話のあった部分で、あと佐脇さんからも議論の仕組みに関して話があったと思うのですけれども、私としては、立法事実がどこにあるとか、そもそもそれは法律改正で対応すべき課題なのかというそもそも論、前提の議論が十分に尽くされているのかということについては、私は全然議論が尽くされていないと思います。今後詳細を議論すればまとまるのか、対立しないのかという点は、対立というより、そもそも前提の議論ができていないという気がしています。私は勝手に、佐脇さんが議論の仕組みが必要だと言ったのは前提の議論という意味、そういう解釈だと受け取りました。

もう一つ、当然、因数分解して議論していかなければいけないので、細かいところを議論するのは当然なのですけれども、まず議論すべき論点があるということを言いたい。

2番目、これは意見の中でもありましたし、法目的にもありますけれども、法の保護と利活用の話があって、特に利活用は改正されたときに法目的に明確に記載されたのですけれども、利活用のところについて、もう少し分析があってもいいのかなと。現状課題をどういうふうに捉えるのかと。

現状課題の分析のときに、いつも、政府の中でも仕切りが難しいだろうなと思っているところがあって、個人情報保護委員会はデータ全般を扱っているわけではないのです。では個人データだけに限って議論すればいいかということ、そうはいかない、限定できないので、データ戦略については誰が全般的に考えているのですかということ、分かっているところはデジタル庁さんなのかな。総務省とか経済産業省もあるので、それぞれの検討会に山本構成員とか、宍戸構成員とかが入っていらっしゃるイメージなのですけれども、そのときにいつも利活用について議論していないなと思ったのです。利活用を進めていくという話もやはりすべきで、データ戦略の中で評価をしなければいけないと思うのですが、どういうふうに全体の整理をし、構造化をして、そのデータ戦略の中で個人情報保護委員会の

役割をどういうふうに位置づけているのか、もちろん個人情報保護委員会はデータ全般ではなく、個人情報分野だけ扱っていると思うのですけれども、全体のデータ戦略の中でどういうお考えを持っていらっしゃるかと、今回その中で利活用についてはどうされていくのか、佐脇事務局長、コメントがあればいただければと思います。よろしくお願いします。

○清水座長 それでは、お願いいたします。

○佐脇事務局長 事務局長でございます。

3年後ごと見直しに関する様々な論点は既に委員会として出しておりますので、その論点を中心に議論を進めるわけでございますけれども、先ほど私も申し上げたつもりでございますが、主要個別論点について、今後、委員会を含めて議論を進めるわけでございますが、先ほど中川構成員がおっしゃった具体的な規制のレベルでありますとか手法、妥当性を考える際には、どうしてもその前提としての指針と申しますか、物の考え方という議論に立ち返らざるを得ないということになるかと思っておりますので、そのためにはまさに今、新経済連盟の小木曾さんがおっしゃったようなレベルの議論というのは避け難いと理解しています。

他方、事務局の立場から申しますと、議論を往復させながらしたほうが効率的という側面もございまして、私どもは、とても具体的な議論をする中で、若干抽象度の高い議論がこなれていくものであるということ、これまでの経験から感じてございまして、そういった進め方は一考に値するのではないかなと思っております、事務局としては、できますればそういった実践的な進め方を志向してみたいとは思っております。

2点目でございますけれども、今、個人情報保護委員会はあくまでもデータのうちの個人情報、個人データに係るものを所掌しているということから、データの利活用全般になりますと、個人情報も含めたより広い検討もするという視座、当然おっしゃるようなステージの議論があるかと思っております。

私どもは、さしずめ政府全体のデータ戦略その他を取り仕切る権限も能力も今のところないものでございますので、当座、先ほど事務局から説明いたしましたとおり、個別の分野になるかと思っておりますが、まずはこどもでございますとか、教育でございますとか、データ活用が待たないということで検討が進んでいる分野において、どのようなデータ利活用を志向するのか、その場合、データはどのようなシステムで、あるいは保有関係、共有関係にあるのかということ、政策論の中でまずもって整理いただいた上で、それをうまく動かしていく上でどういう保護の体系が必要なのかという議論をしないといけないと思っておりますので、そういった働きかけを関係省庁、あるいは場合によってはもう少し中長期的なレベルの議論も出てまいりますとデジタル庁、その他データ全体に関する部署に議論を働きかけるということは、私どもの責任においてしてもいいのかなと思っておりますが、まずはできる範囲でそういったところから進めたいと思っております。もとより政府全体でそのような議論がもしできる機会が訪れれば、積極的に貢献したいと思っております。

以上でございます。

○清水座長 よろしゅうございますか。

○新経済連盟 結構です。

○清水座長 お願いします。

○全国消費生活相談員協会 全国消費生活相談員協会でございます。

今後の進め方につきましては、今、お話にありましたように、課徴金と団体訴訟についてまずは検討を進めていただきたい。そのほかに重要な論点については個別の議論をしていく必要があり、また、その中でステークホルダーの消費者団体のほうもしっかりと意見を述べさせていただく機会をいただきたいと思えます。

パブコメにも関係することで、これからの議論の中で改めて御理解いただきたい部分がございますので、1点お伝えしたいと思えます。

前回、私どもが質問した内容について、IT団体連盟さんのほうから御質問をいただきました。サイバーセキュリティの一般的水準に照らして、適切な対応とは何を指しているのか及び事案に対する評価についてという内容でございます。

私どもは消費者団体でございますので、そのような内容を検討する機会、あるいは見識も持ち合わせることはございませんので、それについて回答するということはできません。また、個人的には、個人情報における指導や措置の積み重ねによって評価されるものだと認識しておりますので、本協会としてその件について回答はいたしかねるということをお伝えしたいと思えます。

事案について、適切な安全管理があったのか、悪質な対応であったのか、評価する立場にないわけですが、今後、多様なITを担っている皆様方にどういう御苦労があるのかということをお教えいただく機会がありましたら、ぜひ教えていただきたいと考えております。

安全・安心な環境であるかというのは、消費者が分からないことが多いので、企業がどのように取り組んでいるのか、適切な事業を営んでいる企業の水準に比してどうなのか、自分の個人情報どのように利用されているのかを知りたいということが私たちの望みでございます。透明性の確保や開示、利用停止、削除を実効性のあるものにしてほしいということをお望みしております。

企業が尽力していても、苦渋の決断をしなければならない場面がある。適切な備えをしても、大変困難な状況に陥る可能性がある。それでも都度、バージョンアップを図っているという取組について知りたいです。そういう意味では、新経連様の御回答というのは納得感がございました。

個人情報を提供する消費者、私どもは、企業は危機に対してどのように備えているのかということをお教えいただかなければ、議論はできません。同時に、十分な備えをしていないケースがあるというふうにも認識しております。

今後どうぞよろしくお伝えしたいと思えます。

○清水座長 ありがとうございます。

進め方について、IT連様、お手を挙げていただいているのですけれども、今、コメントをいただきましたので、それについても御意見いただけると。

○日本IT団体連盟 IT連でございます。

意見と質問と、それから今いただきました御意見についてお話をさせていただければなと思っております。

この検討会の進め方について、課徴金と団体訴訟について進めていくと。ほかのものについては別途議論するというのは、IT連としては賛成します。ただ、ここにいろいろな方々に参加いただいていますので、他につくっていただく議論の場に関係する方々が参加できるように、御配慮いただきたいということがあります。

それから、検討会の進め方については、こちらのほうも回答の形では出ささせていただいたのですけれども、エビデンスベースできちんと議論いただけるように、順番にさせていただければなと考えております。

今回のパブコメの結果を見させていただいたときの感想でもあるのですけれども、いろいろな方々がいろいろ御意見をおっしゃっているのですが、グラデーションの幅が非常に大きいかなと思っております。そこは実態に対する御理解とか、法律に対する御理解とかいうところが様々であるので、何が正しいというよりも、御意見をおっしゃっている方々がこうだと思っていることに関して申し立てているのだろうなと思っております。ただ、その部分の差分をより実態に合わせて近づけていかないと、なかなか議論が進まないのかなと思っております。

私どもの答えの中で逆に質問させていただいたのは、その質問のところもきちんと一緒に見つめさせていただきたいと思っております。そこが共通の基盤に立たないと、同じように考えていくことはできないかなと思って、私どもとしてもいろいろなことを御説明させていただくということはもちろんやぶさかではないですし、特にサイバーセキュリティに関しては今の実態を消費者の方々を含めて御理解いただくことは非常に重要だと思っております。そういう機会を設けさせていただきたいなと思っております。

進め方について、スケジュールのところでは気になっているのは、委員会と検討会のところには明確にスケジュールがあるのですけれども、設定がなかなか難しいというのはよく分かるのですが、その下の関係府省・ステークホルダーとの継続的な議論ですとか、データ利活用の実態・ニーズ把握のところは、線だけ引かれていて姿が分からない。準備に時間がかかるというのは十分分かっているのですけれども、この辺りの絵姿をできれば10月半ばぐらいまでに何らかの形でお示しいただけると、全体像が分かってきて、私どももどう進むのかの全体が見えてくるのかなと思っておりますので、ぜひそこは10月の半ばぐらいまでに下半分の全体像を分かるようお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○清水座長 今の点については、御意見として承るということでよろしゅうございますで

しょうか。

○日本IT団体連盟　そうですね。ぜひスケジュールのところはよろしく願いいたします。

○清水座長　他にはいかがでしょうか。

森構成員、お願いいたします。

○森構成員　ありがとうございます。

初めに、新経済連盟の小木曾さんと佐脇事務局長のやり取りを伺っていて思ったのですが、佐脇事務局長のおっしゃるとおりだと思っただけで、もちろんデータ戦略全体がこうだから個人情報もこうだということはあると思いますが、逆に個人情報がこうだからデータ戦略全体もこうだという方向もあると思いますし、それは個人情報はデータの中でも重要な位置を占めているのではないかと思うからです。これは利活用側からも保護側からもそうだと思いますので、そこは両方の進め方をさせていただく必要があるのではないかなと思っています。

その際、個人情報がこうだということについては、個人情報に関する専門性というものが非常に重視されるわけですので、そこをしっかりと踏まえた上で、ここで検討した上で、それをデータ戦略全体のほうに織り込んでいくという順番には全く問題ないと、事務局長のお話はそのように伺いました。

その上で、今回のパブコメの課徴金のところについてお話をさせていただきます。基本的には中川構成員のおっしゃったとおりだと思うのですが、まず事業者側からも賛成の御意見があって、それがグローバルスタンダードを見て、それとの関係でやはりこれは賛成すべきなのではないかと。13ページの下から三つ目の御意見ですとか、14ページ目の一番下もそうですけれども、そういう御意見があったかと思えます。もちろん全体としては意見が分かれています、その中で私が特に強調したいと思えますのは、過度の警戒が出ている部分是否定できないのかなと思っただけで、先ほどIT連の別所さんからもお話がありましたけれども、四つ目、サイバー攻撃、ランサムに身代金を払ったら経済的合理性があるというのはどうなのだというのがどうして課徴金の話になるのかというのは、私は分かりませんでした。それは課徴金の対象にならないと思えます。

課徴金になるのは、脆弱性が公表されて、お勧めの対処が既に明らかになっているのにそれをしないで放置していた。それで攻撃されました。それだけではもちろん指導にかならないわけです。同じ脆弱性を放置していたために、また個人情報が漏えいしました。それで課徴金になるかという、私は、2回でも現状では課徴金にならないと思えます。そういうケースがあるかどうか知りませんが、そのレベル感、そしてこれが先ほど申し上げた専門性ということと法執行の積み重ね、次の説明資料に出てきますけれども、それと重なってくるわけなのです。

5番目の御意見で、悪質か否かを評価することは困難であるとおっしゃっていますが、そんなことはないと思えます。特に課徴金の対象になるような極めて悪質なケース

は、衆目が一致するところはあると思うのです。14ページの一番上で全国消費生活相談員協会が書かれているようなものは、ある意味ではそうだと思いますし、ほかにももちろん御意見があるのかもしれませんが、割と衆目が一致するところ。

そして、相対的な悪質性の比較はできると思うのです。それは先ほど申し上げましたけれども、1回やって、指導されたけれども対応しないで、2回目また同じことをやるというケースです。そうしたら1回だけよりも2回のほうが確実に悪いですし、3回やったらそっちのほうが悪いということです。12ページの下から2番目の御意見で、新破産者マップ以外は指導等で改善された現状があるのではないかとありますけれども、指導されても改善されなかったケースがあります。タクシーのケースです。私が知っているのはそれだけですけれども、そういうこともあり得るということです。そしてタクシーのケースも、2回目に何が起こったか。1回目やりました。対応しませんでした。6か月間放置していたからもう一回介入するわけですけれども、2回目も指導でした。ですので、そこからさらに関係機関からの命令があり、課徴金となっていくところで、本当にここで懸念されているような課徴金、課徴金のところの御意見のように、すぐにそんなことになるのか。そのところをもう少しこれまでの実績といったことも照らして考えていただければと。

今回、心配する点、御懸念の点が分かったのはいいことだと思いますけれども、それは警戒され過ぎではないかなと感じました。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

他には。

経団連、御発言がございませんが、いかがでしょうか。

○日本経済団体連合会 座長からの御指名でございますので。

第1回検討会でも申し上げたとおり、私どもは、具体的な事例に基づいて建設的な議論を行うことについては全く異論ありません。中川構成員、森構成員からも、前向きな御提案を種々いただいていると思っております。

ただ、私ども経済団体、経済界として強調させていただきたいのは、立法事実如何という点に気をつけなければならない、ということです。現行の刑事罰ですとか、個別具体の事例は幾つかあると思います。今、森構成員からそれに類似するような例示があったのかとは思いますが、現行の法制度で足らざるところは何なのか。課徴金がないがゆえに、エンフォースメント（執行）が十分ではない、または効果がない、法目的が果たされない、というところはどこなのか。そこが、新経連さん、IT連さん、経団連として一致した疑問かと思えます。

森構成員が御指摘になったように、確かに企業さんや団体さんによっていろいろな御意見があるというのは、このパブコメでも明らかだと思います。しかしながら、改めて強調させていただきますが、経団連として個人の権利利益の保護をないがしろにするということは絶対にありません。データ流通、連携・利活用を図るためにも、プライバシーとセキ

ユリティがあって初めてトラストが確立され、フリーフローが実現すると考えております。経団連が消費者の方々の御意見を伺うことなく、勝手にデータ利活用を進めようとしているというイメージがあるとしたら、それは全面的に否定をさせていただきます。

繰り返しになりますが、課徴金を導入するという議論であれば、まずは立法事実を明確に示していただくのが本筋かと思えます。ぜひよろしく願いいたします。

○清水座長 それでは、宍戸座長代理、お願いいたします。

○宍戸座長代理 ありがとうございます。

いろいろ構成員、関係団体の皆様の御意見を伺っていて、特に新経済連盟の小木曾さんがおっしゃった、おまえはもう出てくるな、いつもおまえ出てくるけれども何もしていないではないかというのはそう思いながら、他の構成員の皆様、あるいは関係団体の方々の前回の御議論を踏まえ、また、パブリックコメントでの分析も多角的な角度から御検討をいただいて、この場が建設的な方向になるよう、議論の共通の基盤が出来つつあるように思います。

私から申し上げたいのは、パブリックコメントは、特にIT連の別所さんから御指摘いただいたように、個人情報の保護について、企業のデータの取組に関する企業側、消費者側、識者、様々な観点から見えている世界、その前提となる基礎的な理解などについて、様々な幅があることを示す非常に貴重な資料だと思います。これは今回のこの検討会の議論、あるいは個人情報保護法改正をめぐる議論もそうですけれども、個人情報保護委員会様における様々な施策に、あるいは様々な事業者の方々、消費者団体の方が、他からはこう物が見えているのかということに使っていただく有効な資料だと思いますので、この検討会の場なのかどうか分からないのですが、ぜひ個人情報保護委員会事務局において、より分かりやすい、委員会御自身を含めて、今のような形で様々な人々が使いやすいような整理をお願いしたいと思えます。これが第1でございます。

あと2点ございます。

言わば鶏が先か卵が先かの議論でございますけれども、データ戦略あるいはデータの利活用を全体として進めていくことと、その中でも特に重要である個人データ、あるいは広げて言えば個人に関する情報の保護の関係をどう調整、調和させていくか。それはこの3年ごと見直しでの個人情報保護法の議論、とりわけ重要な法執行手段をめぐるこの検討会の主たるアジェンダ、課徴金制度等をめぐる議論において重要な論点であると私自身は思っております。

これも事務局長がおっしゃいましたように、この検討会の設置の目的、あるいは議論を精力的に専門的な知見から、様々な角度から検討するということと、あまり散漫になり過ぎていけないというのもまた真実であるだろうと思えます。

私、この種の議論のときにいつも出てこないなと思っておりますのは、言わば中二階的なといいますか、データの個人情報の有用性を確保しながら個人情報の保護をしていくという個人情報保護法の目的を現実に実現する、ある意味では、一般的な政策の方向性と専

門性を調和させるための法手段として、個人情報保護法は個人情報の保護に関する基本方針を定めております。こちらは個人情報保護委員会が建議されて、内閣が決定されるものでございますけれども、そこを見ますとDFFTにつながるようなお話でありますとか、データガバナンスの推進でありますとか、かなり重要なことが書かれております。

個別の個人情報保護委員会の法執行におかれましては、なかなか基本方針に紐づけて議論をするということは難しいのかもしれませんが、大きな基本方針があって、そしてそれを踏まえて個人情報保護委員会様では執行方針などを定めて具体的な執行をしている。この基本方針に照らして全体と部分が調和しているのかと思います。あるいは、場合によっては基本方針の中身についても個人情報保護委員会でもう少し書き込んでいただき、またそれを具体の執行や姿勢に反映していただくということがあればうまくいくのではないかと。例えば仮に課徴金制度を導入するといったような場合についても、同じような枠づけといった議論は当然にあり得るものだと思っております。

つきましては、今後の議論の中で、ぜひ事務局におかれましては、繰り返しになりますが、抽象論をいっぱいやるという話ではないのですけれども、場面場面において関連する基本方針、あるいはその基本方針の下での、個人情報等の適正な取扱いに関する政策の基本原則、これも委員会がお定めになった非常に重要な文書だと思っておりますが、そういったものとの紐づけをお示しいただきながら議論していただく。逆にそれについて経済団体の方でありますとか消費者団体の方、我々識者と議論をしていくということが、さらなる共通の認識を形成していく、近づいていくために重要なのではないかと思います。

長々と申し上げましたが、そういった観点からも、私が時間を取って申し訳ありませんでしたけれども、この後の監視・監督に関する事例についても御説明をいただき、また、私が申し上げたような観点、あるいはこの場でお話があったような点から、またさらなる補足を追加などいただければと思っております。

私からは以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

主婦連からオンラインで御質問いただいております。よろしく願いいたします。

○主婦連合会 ありがとうございます。

感想めいたものも含めての発言となります。まず課徴金のところなのですが、前回、今回と、事業者団体の方からの御発言を聞いていて感じたことを申し上げたいと思います。

今、映していただいている資料の13ページ、主婦連の意見もあるのですが、その下、四つ目、専門家のご意見です。現行法の指導・勧告・命令のみでは違反行為による侵害を効果的に抑止できない。日本の法制度でも課徴金制度は広く採用されて、実効性も期待できるという意見は、専門家の言葉にいただいたことで、全くそのとおりだなと思っております。

その上で、事業者団体の方は課徴金制度について、立法事実に関する質問などされているのですけれども、各国で導入されている中で、なぜ日本では必要がない、日本では導入

すべきではないとお考えになるのか、その理由について、今日ではなくてもいいのですが、今後、この検討会で議論していく中でお聞きしたいと思いました。

次に、今日の資料になっているご質問への回答にも書いたことに関連したコメントになります。私どもは、プライバシー、個人情報の保護をした上で、データの利活用が進むことそのものに反対するものでは全くございませんが、その中で、日本は先進国としての振る舞いの質を確保すべきだと思っているので、ぜひ高いプライバシー保護の仕組みを備えた上で進んでいってほしいと思います。

せっかく当てていただいたので、漠とした制度全体のことになるのですが、消費者はどこに不安があるのか、どの部分が不安なのかを具体的に述べよと聞かれるときに思うことなのですが、不安がきちんと説明できなければ、それは取り上げるべき不安ではないということではなくて、透明性、つまり消費者に分かりやすい説明が提供され、データ活用の仕組みが消費者に伝わるのがまず求められます。透明性が確保されていないために、不安が高まるという面もあります。

技術や能力の高い方たちのお集まりの業界なのですから、仕組みを消費者に分かりやすく伝え、何が行われているのかを理解できるようにする、その上で、少し先走ってしまいますけれども、主婦連合会としては、EUやアメリカの考え方のように、個人情報に関しては個人に権利があるのだということをきちんと位置づけていただきたいです。個人の権利が尊重されるべきだと思いますので、不安があるかないかというよりも、個人がどう納得して、自分のデータの扱いを決められる仕組みになっているかが重要だと考えます。個人個人で考え方が違って、その人が自律的に自分の情報の活用範囲など、データの扱いを決めることができるということが保障されていますと、不安というものは解消されると思っています。漠とした全体のことになってしまいましたけれども、そのような方向を強く望んでおりますことを、初めて発言の機会をいただきましたので申し上げさせていただきます。

ありがとうございます。

○清水座長 ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。

森構成員、オンラインで御質問をお願いいたします。

○森構成員 度々ありがとうございます。申し訳ありません。

先ほど経団連さんから課徴金の立法事実が示されていないという話がありましたので、それについて簡単に申し上げておこうと思います。

ちょうど参考資料2の今、話題になっておりましたところ、5番目、長田構成員の御質問に対して、新経連さんからの御回答と申しますか、逆質問ですか。破産者マップのような事例はどのような点が悪質であり、そのような事例が他の事例と違う特異性はどこにあるとお考えでしょうか。また、現行法における執行では何が問題で、この問題が破産者マップのような事案において課徴金制度があればどのように解決するのかについても確認す

る必要があると思いますということです。長田構成員の御質問ですので私がお答えするのはあれですが、代わりに私の個人の考えを申し上げておきますと、破産者マップの場合、住所と名前と電話番号が漏えいしましたという非常に多いケースのものとは違って、この人は破産した人ですということが出てしまうということです。非常に人に知られたくない情報が出てしまうというところが悪質であるということです。それから、物によっては消してあげますよと。けれども、消してほしかったらお金を払いなさいね。6万円とか12万円とかそういう金額があったわけですけども、そういうところも悪質であろうかなと思います。

そして、課徴金であればどのように解決するかということですけども、破産者マップはどう解決したかということで、身の危険を感じたり、あるいは自分で削除したりしたかもしれないかもしれませんけれども、いずれにしても制裁は受けていないということです。去年の新年かおととの年末かに報道がありまして、個人情報保護委員会が破産者マップを刑事告発しましたということで、おおっと思いました。それで制裁を受けたかということ、恐らく受けていないのではないかと。進捗がありましたら教えていただきたいと思いますが、立件されていないということです。破産者マップはそのように、どのぐらいそれで儲かるのか分かりませんが、明らかに恐喝のようなことで困っている人からお金を取っているケースがあることは、私は実は知っているのですけれども、それが何件あるかは全く知らないです。お金を取っておいて、刑事制裁を受けていない。それは違法な行為によって得た利益を掃き出す仕組みがないということと、何よりも制裁が刑事司法任せになっている。個人情報保護委員会としては、告発したらそれであとはお願いするしかない、祈るしかないわけです。結局どうにもならないのかと。1年経ちましたけれども、どうにもならなかったということです。その制裁を個人情報保護委員会の中で完結させるということには重要な意義があるのではないかと考えております。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

消団連、オンラインで御質問いただいています。お願いいたします。

○全国消費者団体連絡会 ありがとうございます。全国消費者団体連絡会の菅原と申します。

前回発言の機会をいただけなかったので質問をし、回答いただいているのですが、その全般的な回答の内容について伺います。基本的にはこちらで伺っている質問、例えば具体的な懸念点はどのようなところですかということに関して、逆に質問で返ってきたことについては、正直困惑しています。逆質問の内容を拝見するに消費者団体そして適格消費者団体の活動の進め方などをご理解いただけていないことがわかりました。そのあたりを正しくご理解いただいたうえで議論が必要になるだろうと思います。

今回新しい論議の進め方が提案されましたが、ステークホルダーでの検討の場の中に消費者団体が入るのは当然ですし、分からないことは相互に確認しあえる場が必要なのだと

思っています。SDGSの実現が迫及され、誰一人取り残さないということが掲げられる中で個人情報保護についても同様に取り組むべきだと考えます。私たち消費者団体も理解を深めて消費者に発信することが必要できちんとした説明をしていく、正しく回答を伺って具体的にこういう事例があるということで、提言していくということもそうですし、知りたいといったことも含めて、きちんと明らかにしていただく必要があるのではないかと思います。

きちんと理解した上で正しく議論するという観点の中で各論点について議論をしたいと思っておりますし、今回もそのように進めていただければと思っています。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

音声の不鮮明なところもございましたので、事務局の方でまた御発言の内容を確認いただきたいです。

もう二方、長田構成員、挙手いただいております。よろしく申し上げます。

○長田構成員 ありがとうございます。

先ほど森構成員に代わって説明していただいて、ありがとうございます。

今回、皆さんのお話、いろいろなお話がありましたけれども、伺っていて、やはりこうやって積み重ねて、お互いの理解を深めていくということで、今回の見直しが良いものになるのではないかなというのはとても感じましたので、率直にいろいろと意見を出し合いながら、何をしていくべきかということの方向が得られるような形に進めばいいなと思いました。本当に感想です。

以上です。

○清水座長 どうもありがとうございました。

それでは、議事2の締めくくりとしまして、お示ししておりますスケジュール案でございますけれども、この検討会は今後、課徴金、団体訴訟の関係について、先ほど立法事実を明確にすべきという御指摘もいただきましたし、座長代理のほうからも、基本原則との紐付け等も確認しつつという御意見をいただきましたけれども、それらを踏まえてさらにこれらのテーマについて検討を進めてまいりたいと思っておりますが、そういう形よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、議事2は以上とさせていただきます。

そうしましたら、議事3に移ります。

資料4につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○片岡政策立案参事官 個人情報保護委員会事務局参事官の片岡でございます。

私からは、こちらの資料によりまして、監視・監督活動と漏えい等報告について御説明いたします。

資料4-1の四半期報告は、委員会の監視・監督活動について、国民の皆様により詳しく

く知っていただくとともに、事業者あるいは行政機関等の皆様に参考としていただくため、今年度から新しく公表することとした資料でございます。

資料４－２は、業務フローのほか、指導等や漏えい等報告の時系列データなどをまとめた参考資料でございます。

新しく公表することとした資料を紹介しつつ、私どもが、どのような監視・監督活動を行っているのかについて御説明をさせていただきます。

導入として、まずは監視・監督活動の全体像を御説明します。

資料４－２の１ページ目、業務フローをお示ししています。

委員会は、不断の監視として、１行目に列挙しているような総合的な案内所、漏えい等報告、各種メディア報道等から得られる情報など、多種多様な方法により情報を収集しております。総合的な案内所は、相談ダイヤルに寄せられる苦情・質問等への対応であって、昨年度は25,000件ほど受け付けています。漏えい等報告は、事業者や行政機関、地方公共団体などからの漏えい等事案に関する報告を受理しておりまして、昨年度は民間事業者から12,000件程度、公的部門から約1,000件寄せられており、対応しております。

委員会は、こうして得られた各種事案等に関する情報について、さらなる確認、調査・分析が必要だと判断した場合は、中ほどに示しております報告徴収・立入検査等を必要に応じて行う権限を有しているということでもあります。

委員会は、これらの情報等に基づき、確認、調査・分析を進めた上で、さらに下の方に列挙しているとおり、指導、勧告等を行う権限を有しております。

こちらで場合分けに応じて記載しておりますけれども、端的に言いますと、指導・助言は事業者等による自主的な問題解決のために手助けに行われるものであります。

こうした自主的な対応だけでは解決困難な場合には、行政による最終手段として、事業者等の個人情報等の取扱いに直接関与するということで、勧告、命令等の権限が規定されているということでございます。

２ページ目に民間事業者に対する権限行使の件数の時系列を示しておりますけれども、令和５年度は指導・助言333件、勧告３件を行っております。

３ページ目は過去の勧告・命令の概要を示しております。

資料４－１に移らせていただきます。

一つ目のパラグラフは、業務フローで説明したとおりでありまして、二つ目のパラグラフは、これまでの公表内容について記載しております。

権限を行使した事案のうち、事案の重大性ですとか類似事案の発生抑制の観点、国民への情報提供の必要性などの観点から公表したものについては、事案の内容と法律の当てはめ、指導等の対象となる不備事項について説明を行ったところでございます。

一方、公表していない個別事案についても、当然ながら、個々の報告者に対して不備事項について指摘した上で、再発防止策等を策定させるなどフォローしているわけですが、私どもは個別の事案について報告者としっかりと向き合って対処しているというこ

となのですが、こうした取組については、年次報告等で件数の公表にとどめていたということでした。

今般の公表内容の拡充について三つ目のパラグラフに書いておりました、国民の皆様により詳しく知っていただく、あと事業者、行政機関等に参考としていただくために、公表の内容を拡充することとしたということでありまして、今年度の第1クォーターから、「監視・監督権限の行使状況」と「漏えい等報告の処理状況」について公表することとしたということでもあります。

2ページ目から公表資料ですけれども、18ページにわたるペーパーなのですけれども、監視・監督権限の行使状況の概要ということで、まず1ページ目、通し番号の2ページ目ですけれども、公表済みの事案について、公表資料のURLのリンクを載せております。

次のページから、実質的に新たな公表内容となるのですけれども、個人情報保護法に基づく民間事業者に対する指導・助言ということで、冒頭で全体感を示しております。

民間事業者に対しては、不正アクセスを原因とする漏えい等事案を中心に、安全管理措置の不備等について指導を行ったということでありまして、原因として幾つかパターンがありまして、一つ目はVPN機器などの脆弱性放置、二つ目は安易なID・パスワード設定、三つ目はアクセス制御の設定ミス、いずれも必要とされる情報セキュリティ対策を取っていなかったということでありまして、漏えい等報告を通じて権限行使するものについては、情報セキュリティの基本を徹底することが肝要であるということがこのことから言えるかと思えます。

その下の表から、漏えい等報告の提出の遅延に関する指導47件以外の63件について、これまで年次報告で件数のみ示していたものを、個別に事案の概要を通し番号の13ページまで示しております。

通し番号の14ページで、多少統計的な情報も示しております。

通し番号の15ページから、行政機関等、地方公共団体も含まれますけれども、こちらの指導内容を記載しております、民間事業者は、不正アクセス中心であったのですけれども、行政機関等についてはヒューマンエラー中心ということで、安全管理措置の不備等について指導を行ったということでもあります。

通し番号の17ページ、こちらにも指導等の内容別の件数など、統計的なものについてお示したものです。

通し番号の19ページを御覧いただければと思うのですが、マイナンバー法についての指導・助言を整理して示しているということでもあります。

以上が、権限行使に関する四半期別の対外公表の内容でございます。

次に、漏えい等報告に関する四半期別の対外公表の内容になります。

2本目の公表資料なのですが、6ページのペーパーです。

通し番号20ページを見ていただければと思います。漏えい等報告の処理状況ということで、計数は次のページ以降に表で示しておりますけれども、このページの四つ目のパラ

グラフで、漏えい等報告に対する委員会における対応を記載しているということでもあります。委員会は、報告内容の決定、同種の事態が起きないようにアドバイスを行うほか、本人通知義務を履行させるなどの対応を取っている、特に不正アクセス事案の場合には、不正アクセスの原因や被害範囲などの調査方法について、情報提供、アドバイスを行うといったことでもあります。

一部の高度な情報セキュリティの専門性を有している事業者ですと、自立的に対応されているわけなのですが、多くの事業者は実際にノウハウを有しておりませんので、委員会からリカバリーに向けたサポートを行っているということでもあります。

また、事業者に対して、警察やIPAへの連絡も促しております、警察では捜査に動いていただく、IPAではセキュリティ対策の情報提供、啓発に努めていただくということになります。このほかNISCとの共同ヒアリングも行ったことがあります。関係省庁との連携も取っているということでございます。

次に通し番号21ページですが、令和6年度第1四半期の漏えい等報告の処理件数を示していきまして、前年度、令和5年度の処理ペースを四半期換算として対比しているのですが、いずれも前年度を上回っているということです。実は令和5年度の下半期の件数との対比では同程度であり、右肩上がりという感じではないのですが、高水準、横ばいという感じではあります。

次の23ページ目、報告対象事態の該当要件別に見ますと、第1号の要配慮個人情報を含む個人データ等の漏えいが最も多い。これらの大半は病院や薬局における書類の誤交付によるものであります。このほかフィッシング詐欺やクレジットカードの誤送付などがあるということでございます。

足元の漏えい等報告の処理件数は以上であります、過去の計数も、参考までに資料4-2の4ページ目、漏えい等報告の件数の推移を示しています。

下のほうの総数を見ていただければと思うのですが、令和4年度から改正法で漏えい等報告が義務化されまして、それ以降、我々としては報告をやってきたわけですが、義務化後も増加しております、令和5年度もさらに増加して、総数1万2120件と、先ほど示したとおり足元の令和6年度も高水準であるということがあります。

5ページ目、漏えい等の本人数別の状況についてであります、オレンジの1,000人超の大規模な漏えいが、左から注目していただきますと61件、94件、284件、合計439件で1,000人超も多く発生しているのですが、本人数1名の事案が非常に多いということでもあります。

これを構成しているものとして、6ページを見ていただければと思うのですが、報告義務該当事由別というところで、さっきもちろっと出ましたけれども、病院や薬局の誤交付等のヒューマンエラーで1号・要配慮個人情報を含むものが多くを占めておりまして、フィッシング詐欺で2号・財産的被害が生じるおそれ、あと3号・不正の目的も相応の比率を占めている。あと、クレジットカードの誤配送も2号・財産的被害が生じるおそ

れになります。

7 ページは委員会直接受付分ですけれども、要配慮個人情報の導入によって、誤交付等のヒューマンエラーが非常に多いということになりまして、私どもとしては対処していますけれども、ヒューマンエラーの抑制策として、不注意で片づけるのではなくて、業務プロセスの見直し、組織体制面での改善が求められるといったことを呼びかけてはおりますが、業務プロセスが非常に短いものですから、注意喚起いたしておりますけれども、なかなか有効な方法が見いだせない状況であります。ただ、引き続き薬局・病院の団体とも話して、ヒューマンエラー防止のための好事例を共有するなど、役に立つような情報提供を行っていきたいと考えております。

不正アクセスも令和4年度366件、5年度455件とそれなりに多いわけですが、こちらは漏えい等の本人数も多く、権限行使の対象となる事案が多いということでもあります。

8 ページで、不正アクセスで、権限行使の対象となったものの要因分析、令和6年度第1クォーターで若干説明しましたが、9 ページに移っていただきまして、令和5年度通年で見た要因分析を示しております。直近と同じく、VPN機器等のソフトウェアやウェブサイトの脆弱性放置の要因が目立っているということでもあります。これらの分析内容の拡充などで、より有効な情報提供に努めていきたいと考えております。

資料による説明は以上なのですけれども、最後に2点、まとめとして資料4-2の1ページ目をお示ししつつ、御説明させていただきます。

まず一つ目ですけれども、指導等の内容について、漏えい等報告に基づくものが中心となっている点でございます。

これについては、安全管理措置以外の個人情報保護法の他の規律に関する遵守状況を監視できていないのではないかと指摘する向きがあります。

この点、当委員会としては、意図しない個人データの漏えい等が生じることにより、外部の者によって様々な用途で利用されるおそれがあり、個人の権利利益が侵害されるおそれが大きいということですので、安全管理措置が確保されることは重要であるということとは当然認識しておりまして、その中で、日々、多くの漏えい等報告を受け付けて、結果として安全管理措置に関する指導が多くなっているということでございます。

一方で、第三者提供や利用目的、不適正利用、開示請求などといった幅広い規律に関して、業務フローの左上の総合的な案内所、相談ダイヤルで、年間2万5000件、こちらで収集した情報を通じて、例えば破産者サイトなどの不適正利用に対する権限行使、勧告、命令につなげた事例もございます。

また、こういった特殊なものに限らず、日々細かい苦情に対して問題を解決するために、我々が法の規定を示して、当事者間の自主的な幅広い規律に関する問題解決の手助けを行っているといった側面もございます。

とはいえ、不断の監視として、漏えい等報告以外の方法における感度を高めることが必要であると認識しておりまして、情報収集力、調査・分析力をより一層、強化するなどの

取組を継続していきたいと考えております。

二つ目、最後になります。漏えい等報告がどのように活用されているのかという点でありまして、報告した後、委員会でどのように処置されているのか分からない、その結果がフィードバックされていないのではないかと指摘する向きがあるのですけれども、これは3段階あります。

最初に、これは当たり前の話なのですけれども、先ほど説明したとおり、漏えい等報告に対して、委員会は、報告したそれぞれの事業者に対して、再発防止策のアドバイス等を行う、あるいは不正アクセス事案の場合ですと、先ほど言いましたようにノウハウが多いものですから、不正アクセスの原因や被害範囲などの調査方法について、情報提供、アドバイスをやっているということでもあります。本人通知も行わせるということもございます。

二つ目として、委員会では、個別の事案対応にとどまらず、漏えい等の新たな類型事案、あるいは新たなデータ利用サービスに伴うリスクといった場合、個別に対する指導という話ではなくて、広く周知するために、注意喚起等を行っております。最近では、内部不正による漏えい等への対策、あるいはコールセンター業務における留意点、クラウドサービス提供事業者が個人情報取扱事業者に該当する場合の留意点といった注意喚起を出しております。

さらに三つ目として、権限行使を行った事案のうち、先ほど言いましたように事案の重大性とか、類似事案の発生の抑制とか、国民への情報提供の必要性を判断していくという事案については公表しておるわけですけれども、今般、本日御説明しましたとおり、事案ごとはこれまで公表していなかった個別事案についても概略を示すことで、漏えい等の原因や傾向をある程度知ることができるようになったということ、事業者等の皆様にも参考となるよう、公表内容の拡充を図っていきたくと思っています。権限行使の対象として、特に不正アクセスが多いので、この類型について参考になると考えております。

このような公表内容の拡充については、事業者の皆様のリクエストも聴きながら、今後、進めていきたいと考えています。

私からは以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、質問、御意見をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○宍戸座長代理 構成員の宍戸でございます。

大変分かりやすく具体的なファクトについて御説明いただき、ありがとうございました。

少しほかの御質問を待つまでということにもなりますけれども、現実の個人情報保護委員会様の執行の場面において、例えばこういった点に事業者さんとの向き合い、情報の取得であるとか、伝わらないとか、苦勞しているとか、こういうことがあればもう少し法執行が確実に正確にできる、行政指導等をする/しないの判断ができるとか、何か考えておられる課題があれば教えていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○片岡政策立案参事官 ありがとうございます。

これまでいろいろ大きな事案に対応してきたわけですが、今、宍戸座長代理が御質問されたことでいきますと、一番苦勞したのは破産者サイトでありまして、相当悪いことをやっているにもかかわらず、当事者が見えない。見えた場合もあるのですけれども、見えてもこちらのアクションはどうしても行政手続を経る必要がありますので、相手が見えているのに何か月も時間がかかるということでありまして、その間、情報がさらされるということで、総合的な案内所に多数の電話がかかっているという現象がありました。我々の手続の中で、一気に事を進めるといことがなかなか難しいというところが一つありました。具体的な事案はそういったところにあります。

あるいは、オプトアウト事業者の悪質なものについて、今の制度上、限界があるということとは別の事情で、しっかりと立入検査も行って踏み込んでいけないのですが、その際、立ち入ったときには直っているということでありまして、直っていたとしても、過去において相当悪質なことをやっていたということでもあります。ただ、それに対して、我々として権限としてはできないということがありますので、そこはある程度制限があったのかなと思います。悪質性に見合った対応ができていないのかなというのは、個人的な見解ですが、感じるところはございました。

私からは以上です。

○清水座長 どうぞ。

○新経済連盟 御説明ありがとうございました。

私も昔、役人で、どっちかというどぎりぎり規制していたほうなので、業規制において、事業者からいろいろ報告をさせて、日々の事業運営に対していろいろ指導したりする材料にする。それはイメージが湧くのです。ただ、それももちろん事業者からの評判はよくないです。

個人情報保護法における漏えい等報告はそういう業規制ではないので、もらった報告をどういうふうにするという意味なのか、いま一つ分からないのですが、例えば、報告の中から最近の漏えいが起きている内容の分析をすることによって何らかの注意喚起をするということにつなげる、一個あり得るとすると、そういうことかなと。ほかにあれば教えていただきたいのですけれども、そういう具体例を教えていただきたいのです。

○片岡政策立案参事官 漏えいが起きたときに、第一義的な基本としましては、報告者に対して経緯を聞いて、止血する必要があるればそこを助言する。不正アクセスがあれば、調査範囲が分からない方もいらっしゃるの、そこをお伝えすること。あるいはIPAのこういった仕組みがありますよとか、サイバーのお助け隊がありますよとか、こういった御案内をしたりとか、そういう二次災害を防ぐようなサポートなんかをしております。さらに再発防止策、その策定についてもサポートする。個別に対してそういうことをする。

これが第1番目に重要ですので、漏えいを報告してくださった方に対してそういうふうにはやっておるわけですが、漏えいした先でないと、何がなされているか分からないので、

見えないということかもしれませんが、実際に漏えいした場合は、そういう形でしっかりと必要に応じてサポートしていくということが最も基本だと思っております。

さらに、新経済連盟の小木曾さんにおっしゃっていただいたような情報展開ができるような話は、注意喚起という形で展開するようにしております。

漏えい等報告について、評判が悪いというお話があったのですが、報告していただく内容というのは、事案の内容を事細かに書いてくれということではなくて、ごくごく普通に、インシデントが起きた場合、社内でまとめるべき事項をまとめていただくということで、事案がなぜ発生したかの発生原因、発覚するに至った経緯、どういう処置を取っているか、再発防止策はどうするか、そういったことを書いていただくわけなので、インシデント発生時に特別なことを何か調べていただくようなことではなく、起きたときに当然フォローしていかなければいけないことを我々に報告していただくことと考えております。

あと、インシデントが起きていて、その直後は状況が分かりませんので、速報で分かる範囲で書いてくださいとお願いしています。確報までリードタイムがありますので、その中で再発防止策を策定してくださいということでありまして、事に当たっておられる事業者が無駄なプレッシャーを与えて事案処理を遅らせるということはもちろんなく、むしろサポートするという立場で報告書を出していただくようにする。私どもはそのように対応しております。

○清水座長 よろしゅうございますでしょうか。

○新経済連盟 幾つかのケースがあるということで理解をしました。ただ、事業者からすると止血のところの効果がどうなのかが見えないというのが一番大きいと思うのです。

ある企業で問題が起きたときに、幹部がいろいろ聞き出して、現場の対応ができなくて、管理職がきりきりした。それに近いことが漏えい等報告で起きている。今、そういうつもりはないという話をしていたのですけれども、我々が企業にヒアリングしている限りは、実態はそうだと思います。なので、そういう実態とかもきめ細かく確認しながら、具体的に漏えい等報告によってどういう止血ができているのか、助言がもらえて効果的であったか、報告の意味がないということであれば、報告を必要最小限にするにはどういう視点が必要なのかということが、今日この場ではなくて、今後、深い議論がしたいと思えますけれども、以後、私は引き続きずっとこういうことを聞きますので、そういうことを聞かれるという前提でいただいただけるとありがたいなと思います。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、全般を通じまして何か御意見、御質問は。

では、中川構成員、どうぞ。

○中川構成員 今、資料4-2、3ページの勧告・命令の実績というところを見ておりますけれども、確認ですが、この中で今日ずっと話題になっている破産者の個人情報について何かしたいということが一つのきっかけなのであれば、私は行政法が専門なのですが、その観点からいくと最初にやるべきことは課徴金ではなくて、行政処分をどうやって守ら

せるかということなので、それに対する強制執行、間接強制であるとかの検討が必要になるのではないのでしょうか。

それから、第三者命令、つまりウェブサイトの管理者に、あなたのウェブサイト上でこういう違法な行動をしている人がいますよとちゃんとウェブサイトの管理者にお知らせをし、管理者がそのことを分かっているがそれでもなお載せ続けるのであれば、それはテークダウンしますよと。つまり、第三者命令、本来の規制対象である個人情報事業者ではない第三者に情報削除等の命令をかける。いきなり命令するのではなくて、あなたは個人情報保護違反の人を助けているということを知っているのですよねということを確認した上で、命令をする。それに対して強制執行にかける。まずそれを議論するのが筋なはずなのです。その上で、課徴金というのは、繰り返した同じことをやることを予防するということだと思います。

もし、命令を守らせるために課徴金をかけるという話をしているのであれば、それは実質的には間接強制、強制執行の話です。もちろんそういう制度の仕組みは民事訴訟にも拡張があればありますけれども、その辺りの整理もしておかなければいけない。どっちの話をしているのかなど。私は本当は両方したほうが良いと思います。

他方で、令和元年度とか令和5年度、超有名企業の違反事例が挙がっていますけれども、これは恐らく命令というか勧告の段階で守っているのだと思います。繰り返しは恐らくしないだろうと思いますけれども、ただ、多くの企業が同じことをしている。だから、違反抑止のために課徴金をかけるという発想であるわけです。これは命令を守らないからではなくて、守っているのだけれども、非常にやっつけまいがちな法令違反行為であるというような場面であれば、繰り返し予防のために、命令は守ったけれどもあなたにはかけますというのが独禁法とか景表法での課徴金のかけ方なのです。その二つが混線している気がしますので、少し整理をしていただいて、次回以降、検討していただければと思います。

以上です。

○清水座長 小川審議官、どうぞ。

○小川審議官 貴重な御指摘ありがとうございます。

中川構成員から御指摘いただいたとおりでございまして、ほかの方々からも御指摘いただいておりますけれども、立法事実というか、どういったものを対象として検討していくのかということは、次回きちんと整理して御相談させていただきたいと思っております。

破産者マップも先ほど事例がありましたけれども、それ以外のものもいろいろと事例がございますので、整理をしてまいりたいと思っております。

また、新経済連盟の小木曾様のほうから、漏えい等報告についてどう役立てていくのかご指摘がございました。個別事案の対応以外に、例えば過去にもクラウドの設定について不適切で個人情報が漏えいしたという事例について注意喚起をした場合もございます。また、今回もサイバー攻撃の詳細な事例や原因分析を初めて公表しており、今後、専門機関などとも連携しながら、対策や注意喚起も含めて、更にどう効果的に生かしていけるか検

討して参りたいと思っております。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、もしこれまでに御発言がない方でも、今後聞きたいということがございましたら、後日、事務局のほうにお寄せいただければと思います。よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

最後に、今後の予定等につきまして、事務局よりお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

本日の議事録につきましては、事務局で作成の上、構成員及び関係団体の皆様に御確認いただきまして、確認が取れ次第、当委員会のホームページに公開したいと思います。

次回の日程につきましては、調整の上、別途事務局から御連絡をさせていただきます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

以上で本日の会合は終了といたします。

どうもありがとうございました。